

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局処務規程（昭和33年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。	第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。
管理部 (略)	管理部 (略)
総務課	総務課
管財係	管財係
(1) から (5) まで (略)	(1) から (5) まで (略)
<u>(6) 自動車の管理の総括に関すること。</u>	
契約係	契約係
(1) (略)	(1) (略)
	<u>(2) 自動車の管理の総括に関すること。</u>
<u>(2) 貯蔵品の受払いに関すること。</u>	<u>(3) 貯蔵品の受払いに関すること。</u>
経営企画課	経営企画課
企画計画係	企画計画係
(1) から (7) まで (略)	(1) から (7) まで (略)
(8) <u>上下水道事業運営委員会</u> に関すること。	(8) <u>下水道事業運営委員会</u> に関すること。
(9) から (11) まで (略)	(9) から (11) まで (略)
(略)	(略)

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)